

いじめ発見時の組織的対応マニュアル

いじめが疑われる事案の発生

児童生徒・教職員・保護者・病棟職員の発見
 ・行動観察 ・生活アンケート ・教育相談 ・本人、保護者からの訴え など
 ・児童生徒からの情報

報告 生徒指導主事(いじめ対策推進教員)・各学部主事 → 教頭

即日にいじめ対策委員会の開催の指示 校長・教頭

いじめ対策委員会

〈定期開催〉

運営委員会構成メンバー + 養護教諭

〈いじめ認知事案発生時〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事(いじめ対策推進教員)、
 教育相談・地域支援部主任(Co)、学部主事、養護教諭、
 生徒指導部員、当該児童生徒関係教職員、スクールカウンセラー
 ※必要に応じ、病棟職員にも参加を要請する。

- 1 事案の状況把握、情報共有
 → 認知の可否の判断 ※認知しない場合は理由を明確にし、記録に残す
- 2 指導方針、今後の対応の検討
- 3 役割分担
 - ・関係機関等への対応
 - ・いじめを受けた児童生徒の相談及び支援
 - ・いじめを行った児童生徒への指導
 - ・いじめを受けた児童生徒の保護者への説明
 - ・いじめを行った児童生徒の保護者への説明
 - ・その他の児童生徒への対応

〈関係諸機関〉

県立精神医療センター 0258-24-3930
 長岡警察署 0258-38-0110
 長岡児童相談所 0258-35-8500
 中央児童相談所 025-381-1111
 長岡少年サポートセンター 0258-36-4970
 県教育委員会 025-280-5606
 (特別支援教育推進室)

〈相談連絡先〉

- ・新潟県いじめ・不登校等相談メール
 ijime@mailsoudan.org
- ・新潟県いじめ・不登校等相談電話
 025-285-1212
- ・県立教育センターいじめ・不登校等悩み事
 相談テレフォン
 025-263-4737
- ・24時間子供SOSダイヤル
 0120-0-78310

認知事案発生時は
直ちに県教育委員会へ

職員会議

- ・いじめ事案
 についての情
 報共有
- ・指導体制の
 確認

報告・助言

重大事
態

○校長・教頭
 ・関係機関等への対応

○各学部・生徒指導部等
 ・児童生徒(いじめを受けた・いじめを行った・その他)への対応

○校長・教頭・各学部
 ・保護者への対応、説明

全職員で再発防止・未然防止のための継続的な対応・支援・指導・観察

※少なくともいじめに係る行為が3か月止んでおり、かついじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていない場合に、いじめが解消されたとみなす。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。